

第一〇回

参第一七号

利根川開発法（案）

（目的）

第一条 この法律は、利根川流域における資源を総合的に開発し、利用し、及び保全し、もつて災害の防除と産業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「利根川流域」とは、利根川水系を含む地域で、政令で定めるものをいう。

（利根川総合開発計画）

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、利根川総合開発計画（以下「開発計画」という。）を樹立し、これに基く事業を当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、実施するものとする。

2 開発計画は、利根川開発基本計画（以下「基本計画」という。）及び利根川開発年次計画（以下「年次計画」という。）とする。

（基本計画）

第四条 基本計画は、利根川流域において施行される重要な施設及び事業の総合的、且つ、基本的な計画とし、第一条の目的を達成するため必要な施設の計画及び事業の基準で、左の各号に掲げるものに関するものとする。

- 一 河川に関する施設及び事業
- 二 砂防に関する施設及び事業
- 三 公有水面の埋立に関する施設及び事業
- 四 運河に関する施設及び事業
- 五 海岸保全に関する施設及び事業
- 六 造林、営林及び治山に関する施設及び事業
- 七 かんがい排水及び干拓に関する施設及び事業
- 八 水道及び下水道並びに工業用水に関する施設及び事業
- 九 水力発電に関する施設及び事業
- 十 気象施設
- 十一 こう水予報に関する施設
- 十二 前各号に掲げるものに関連する施設又は事業

2 利根川開発庁長官は、基本計画を立案し、閣議の決定を求めなければならない。

（年次計画）

第五条 年次計画は、基本計画に基く事業（災害復旧事業を含む。）を実施するための毎年度の計画とする。

2 利根川開発庁長官は、毎年、基本計画に基いて年次計画を立案し、閣議の決定を求め

なければならない。

(開発計画の議決)

第六条 開発計画を樹立する場合においては、あらかじめ、利根川開発審議会の議を経なければならない。

(国土総合開発計画との調整)

第七条 開発計画と国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)に規定する国土総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が利根川開発庁長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

(関係地方公共団体の意見の申出)

第八条 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(開発計画に基く事業)

第九条 開発計画に基く事業は、昭和二十八年度から開始し、昭和三十七年度までに完成しなければならない。

(利根川開発庁の設置)

第十条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、利根川開発庁を設置する。

2 利根川開発庁の長は、利根川開発庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

(利根川開発庁の所掌事務の範囲及び権限)

第十一條 利根川開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたる。

(利根川開発庁に置かれる特別な職)

第十二条 利根川開発庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第十三条 利根川開発庁に、参与十人以内を置き、庁務に参与させる。

2 参与は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。

3 参与は、非常勤とする。

(利根川開発審議会)

第十四条 利根川開発庁に利根川開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第六条に規定するものの外、利根川開発庁長官の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、開発計画に関する重要事項について、関係行政機関に建議することができる。

第十五条 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者

五人

| | |
|---|------|
| 二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 | 三人 |
| 三 関係都県の知事 | 六人 |
| 四 関係都県の議会の議長 | 六人 |
| 五 学識経験のある者 | 十人以内 |
| 2 委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。 | |
| 3 委員は、非常勤とする。 | |
| 4 審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 | |
| 5 会長は、会務を総理する。 | |
| 6 前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。 | |

(職員)

第十六条 利根川開発庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

(定員)

第十七条 利根川開発庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(資料の提出等)

第十八条 利根川開発庁長官は、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第十九条 利根川開発庁長官は、関係地方公共団体に対し、開発計画に基く事業に関し必要な勧告をすることができる。

(協力義務)

第二十条 関係行政機関及び関係地方公共団体は、開発計画に基く事業の促進及び完成に誠実に協力しなければならない。

(国有財産の譲与等)

第二十一条 国は、開発計画に基く事業の用に供するため必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、開発計画に基く事業の実施に要する費用を負担する公共団体又は第二十三条に規定する特別の法人に対し、普通財産を無償貸付し又は譲与することができる。

(経費負担の特例)

第二十二条 国は、開発計画に基く事業を実施するため必要があると認めるときは、他の法令の規定にかかわらず、政令の定める基準により、地方公共団体が負担すべき費用の割合を軽減し、又は当該地方公共団体に対して地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六条の規定に基き補助金を交付することができる。

(特別の法人)

第二十三条 別に法律の定めるところにより設立される特別の法人は、開発計画に基く事業の一部を実施し、又は開発計画に基く事業の一部を実施する者に対し、投資その他の助成をすることができる。

附 則

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、昭和二十七年四月二日以後であつてはならない。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「北海道開発庁」を

「北海道開発庁
利根川開発庁」

に改める。

第十八条中

「

| | |
|--------|------------------------|
| 北海道開発庁 | 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号） |
|--------|------------------------|

」

を

「

| | |
|--------|------------------------|
| 北海道開発庁 | 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号） |
| 利根川開発庁 | 利根川開発法（昭和二十六年法律第号） |

」

に改める。

3 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「北海道開発庁」を

「北海道開発庁
利根川開発庁」

に改める。

4 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「北海道開発庁四五人」を

「北海道開発庁四五人
利根川開発庁五一人」

に、同項中「計六二、三八一人」を「計六二、四三二人」に、同表合計の項中「八八七、二七七人」を「八八七、三二八人」に改める。

理 由

わが国における利根川流域の重要性にかんがみ、累年にわたるこう水の急速な根絶と未利用資源の最大限の開発をはかるため、利根川流域について、総合的、且つ、基本的な開発計画を樹立し、これに基く事業を強力、且つ、迅速に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。